

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2024.9.2 現在

商品名	JF住宅ローン（全国保証／住まいる いちばんネクストV）
ご利用いただける方	<p>以下のすべての条件に該当する個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お申込時及びご融資時満20歳以上満65歳未満、完済時満80歳未満の方 ※一般団信またはがん団信にご加入の方でご融資時満40歳未満の場合は、完済時満85歳未満までとなります。なお加入する団信によって、ご融資時の年齢、完済時年齢が異なります。 ● 勤続（営業）年数 正社員（一般）、医師・弁護士・公認会計士・税理士の方：1年以上 正社員（親族会社勤務）、法人役員の方：1年以上且つ通年決算2期以上 自営業者：通年決算2期以上 年金受給者：受給実績あり ● 安定継続した年収が100万円以上の方 ● 保証会社（全国保証(株)）を契約者とする団体信用生命保険に加入できる方 ● 保証会社（全国保証(株)）の保証が受けられる方
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地及び住宅の購入 ● 住宅の新築 ● リフォーム ● 住宅ローンの借換資金（1年以上の返済実績が必要） ● 自己居住用住宅の住み替えに要する資金 ● 住宅用発電設備及び省エネ設備 ● オプションとして購入する設備等に係る資金 ● 上記に伴う諸費用（諸費用のみでのお申込みはできません） 全国保証(株)の保証料・登記費用・長期火災保険料・不動産仲介手数料等 電化製品等購入費用・住宅関連のインテリア、エクステリア購入費用等
借入金額	◇ 100万円以上20,000万円以下（1万円単位）
借入期間	◇ 2年以上40年以内（月単位） 1年以内の元金据置可能
借入利率	<p>◇ 次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【固定変動選択型】</p> <p>◇ 当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <p>◇ お借入時の利率は、毎月決定し、店頭窓口でお知らせいたします。</p> <p>◇ お借入時に「変動金利型」をご選択いただいた場合でも、お申し出いただければ「固定変動選択型」に変更する事ができます。 ※変更は約定返済日に限ります。約定返済日の10営業日前までにお申出ください。</p> <p>◇ 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での「固定変動選択型」を選択する事ができます。なお固定金利期間終了に際して、再度、「固定変動選</p>

	<p>択型」のお申出が無い場合は、「変動金利型」に切替わります。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>◇ お借入時の利率は、3月1日及び9月1日の東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日及び10月1日から適用利率を変更いたします。但し、基準日（3月1日及び9月1日）以降、次回基準日までに東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）が変更となった場合は、1か月後の応当日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>◇ お借入後の利率は、4月1日及び10月1日の東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【適用金利について】</p> <p>◇ 取引状況に応じて優遇金利の適用がございます。詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>																														
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）もしくは元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加えて年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ● 元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の125%を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても、未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。 ※ここで言う5年間とは10月1日を1回経過するごとに1年経過したものとみなします。 																														
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします）に第一順位の抵当権の設定登記をさせていただきます。 ※担保設定費用は、お客様のご負担となります。 ● 原則、建物には建物評価額以上で長期の火災保険に加入していただき、火災保険請求権に対して第一順位で質権設定を行います。 ※火災保険の保険料は、お客様のご負担となります。 																														
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。 																														
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入時1,000万円あたりの一括支払保証料（例）】 <table border="1" data-bbox="432 1778 1465 2074"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>10年</th> <th>20年</th> <th>30年</th> <th>35年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Aコース保証料</td> <td>37,050円</td> <td>66,320円</td> <td>90,050円</td> <td>99,760円</td> </tr> <tr> <td>Bコース保証料</td> <td>63,520円</td> <td>113,690円</td> <td>154,370円</td> <td>171,020円</td> </tr> <tr> <td>Cコース保証料</td> <td>79,410円</td> <td>142,110円</td> <td>192,970円</td> <td>213,780円</td> </tr> <tr> <td>Dコース保証料</td> <td>111,170円</td> <td>198,960円</td> <td>270,160円</td> <td>299,290円</td> </tr> <tr> <td>Eコース保証料</td> <td>158,820円</td> <td>284,230円</td> <td>385,940円</td> <td>427,560円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※融資額が担保評価額を超えた部分には別途超過保証料が加算されます。</p>	お借入期間	10年	20年	30年	35年	Aコース保証料	37,050円	66,320円	90,050円	99,760円	Bコース保証料	63,520円	113,690円	154,370円	171,020円	Cコース保証料	79,410円	142,110円	192,970円	213,780円	Dコース保証料	111,170円	198,960円	270,160円	299,290円	Eコース保証料	158,820円	284,230円	385,940円	427,560円
お借入期間	10年	20年	30年	35年																											
Aコース保証料	37,050円	66,320円	90,050円	99,760円																											
Bコース保証料	63,520円	113,690円	154,370円	171,020円																											
Cコース保証料	79,410円	142,110円	192,970円	213,780円																											
Dコース保証料	111,170円	198,960円	270,160円	299,290円																											
Eコース保証料	158,820円	284,230円	385,940円	427,560円																											

<p>団体信用生命保険</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証会社を契約者とする団体信用生命保険にご加入いただきます。 選択される団体信用生命保険の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="416 338 1469 636"> <thead> <tr> <th>団体信用生命保険名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（一般団信）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>（一般団信）就業不能保障保険（一般就業不能団信）</td> <td>年0.200%</td> </tr> <tr> <td>3大疾病保障特約付きリビング・ニーズ特約付団信（3大疾病団信）</td> <td>年0.220%</td> </tr> <tr> <td>（3大疾病団信）就業不能保障保険（3大就業不能団信）</td> <td>年0.220%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団信（がん団信）</td> <td>年0.200%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命保険名	加算利率	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（一般団信）	なし	（一般団信）就業不能保障保険（一般就業不能団信）	年0.200%	3大疾病保障特約付きリビング・ニーズ特約付団信（3大疾病団信）	年0.220%	（3大疾病団信）就業不能保障保険（3大就業不能団信）	年0.220%	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団信（がん団信）	年0.200%
団体信用生命保険名	加算利率												
リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険（一般団信）	なし												
（一般団信）就業不能保障保険（一般就業不能団信）	年0.200%												
3大疾病保障特約付きリビング・ニーズ特約付団信（3大疾病団信）	年0.220%												
（3大疾病団信）就業不能保障保険（3大就業不能団信）	年0.220%												
がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団信（がん団信）	年0.200%												
<p>事務手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本信漁連事務手数料 33,000円（税込） ● 全国保証(株)事務手数料 55,000円（税込） 												
<p>繰上返済手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● JF住宅ローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" data-bbox="485 831 1007 981"> <thead> <tr> <th>返済条件</th> <th>金額（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上返済</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>	返済条件	金額（税込）	全額繰上返済	11,000円	一部繰上返済	11,000円						
返済条件	金額（税込）												
全額繰上返済	11,000円												
一部繰上返済	11,000円												
<p>その他手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定変動選択型の再特約及び返済条件変更等のお手続きの際には、手数料5,500円（税込）を申し受けます。 ※固定変動選択型の特約期間終了後、変動金利型に変更される場合は、手数料はかかりません。 ● 火災保険金の請求権に質権設定を行う際には質権設定手数料（確定日付手数料）1,100円（税込）を申し受けます。 												
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 												

	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031) ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588) ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249) <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認ください。 ● ホームページで返済額のシミュレーションが利用できます。 ● 他金融機関などご利用中の住宅ローンの借換の場合は、過去の返済状況を確認いたします。 ● 当連合会の住宅ローンの借換には、ご利用できません。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせください。

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2024. 9. 2 現在

商品名	J F住宅ローン（全国保証／住まいる アシスト／無担保商品）																										
ご利用いただける方	<p>以下のすべての条件に該当する個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> お申込時及びご融資時満20歳以上満65歳未満、完済時満80歳未満の方 ※一般団信またはがん団信にご加入の方でご融資時満40歳未満の場合は、完済時満85歳未満までとなります。なお加入する団信によって、ご融資時の年齢、完済時年齢が異なります。 勤続（営業）年数 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1st stage</th> <th colspan="2">2nd stage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・公務員等</td> <td>1年以上</td> <td>給与所得者</td> <td>2年以上</td> </tr> <tr> <td>給与所得者</td> <td>5年以上</td> <td>法人役員等</td> <td>3期以上</td> </tr> <tr> <td>法人役員等</td> <td>対象外</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 年収 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">1st stage</th> <th colspan="2">2nd stage</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・公務員等</td> <td>100万円以上</td> <td colspan="2" rowspan="2">100万円以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>500万円以上</td> </tr> </tbody> </table> 保証会社（全国保証(株)）を契約者とする団体信用生命保険に加入できる方 保証会社（全国保証(株)）の保証が受けられる方 	1st stage		2nd stage		医師・公務員等	1年以上	給与所得者	2年以上	給与所得者	5年以上	法人役員等	3期以上	法人役員等	対象外			1st stage		2nd stage		医師・公務員等	100万円以上	100万円以上		その他	500万円以上
1st stage		2nd stage																									
医師・公務員等	1年以上	給与所得者	2年以上																								
給与所得者	5年以上	法人役員等	3期以上																								
法人役員等	対象外																										
1st stage		2nd stage																									
医師・公務員等	100万円以上	100万円以上																									
その他	500万円以上																										
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローンの借換資金（返済実績が3年以上かつ原則直近1年間に日数延滞を含む延滞歴がない事） 住宅のリフォーム資金 住宅用発電設備および省エネ設備にかかる資金 インテリア・電化製品購入・エクステリア資金 住宅ローン借換、リフォーム資金に伴う諸費用（全国保証(株)の保証料・登記費用・長期火災保険料・不動産仲介手数料等） 住まいるいちばんネクストVに係る諸費用（諸費用単独でのお申込はできません。） 																										
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> 100万円以上1,000万円以下（1万円単位） 但し、各資金使途により、次に定める金額を上限とします。 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リフォーム資金</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>住宅ローン借換資金</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>諸費用資金（有担保商品との併用）</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table>	資金使途	上限額	リフォーム資金	500万円	住宅ローン借換資金	1,000万円	諸費用資金（有担保商品との併用）	500万円																		
資金使途	上限額																										
リフォーム資金	500万円																										
住宅ローン借換資金	1,000万円																										
諸費用資金（有担保商品との併用）	500万円																										
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> 2年以上20年以内（月単位） ※但し、有担保商品と併用した諸費用資金の場合は有担保商品の融資期間と同じ期間とします。 																										
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定変動選択型】 ◇ 当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただけます。 																										

	<p>選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ お借入時の利率は、毎月決定し、店頭窓口でお知らせいたします。 ◇ お借入時に「変動金利型」をご選択いただいた場合でも、お申出いただければ「固定変動選択型」に変更する事ができます。 ※変更は約定返済日に限ります。約定返済日の10営業日前までにお申出ください。 ◇ 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での「固定変動選択型」を選択する事ができます。なお固定金利期間終了に際して、再度、「固定変動選択型」のお申出が無い場合は、「変動金利型」に切替わります。 <p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ お借入時の利率は、3月1日及び9月1日の東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日及び10月1日から適用利率を変更いたします。但し、基準日（3月1日及び9月1日）以降、次回基準日までに東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）が変更となった場合は、1か月後の応当日より適用利率を見直しさせていただきます。 ◇ お借入後の利率は、4月1日及び10月1日の東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定日の翌日より適用利率を変更いたします。 <p>【適用金利について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 取引状況に応じて優遇金利の適用がございます。詳しくは窓口にお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）もしくは元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加えて年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ● 元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の125%を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても、未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。 ※ここで言う5年間とは10月1日を1回経過するごとに1年経過したものとみなします。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 無担保 ※但し、敷地が借地の場合は、原則として保険会社の定める上限金額にて火災保険を付保いたします。
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。

保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入時1, 000万円あたりの一括支払保証料(例)】 <table border="1" data-bbox="416 192 1401 342"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>10年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1st stage 保証料</td> <td>238,230円</td> <td>426,350円</td> </tr> <tr> <td>2nd stage 保証料</td> <td>397,050円</td> <td>710,590円</td> </tr> </tbody> </table>	お借入期間	10年	20年	1st stage 保証料	238,230円	426,350円	2nd stage 保証料	397,050円	710,590円			
お借入期間	10年	20年											
1st stage 保証料	238,230円	426,350円											
2nd stage 保証料	397,050円	710,590円											
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証会社を契約者とする団体信用生命保険にご加入いただきます。 選択される団体信用生命保険の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="416 544 1466 840"> <thead> <tr> <th>団体信用生命保険名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(一般団信)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>(一般団信)就業不能保障保険(一般就業不能団信)</td> <td>年0.200%</td> </tr> <tr> <td>3大疾病保障特約付きリビング・ニーズ特約付団信(3大疾病団信)</td> <td>年0.220%</td> </tr> <tr> <td>(3大疾病団信)就業不能保障保険(3大就業不能団信)</td> <td>年0.220%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団信(がん団信)</td> <td>年0.200%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命保険名	加算利率	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(一般団信)	なし	(一般団信)就業不能保障保険(一般就業不能団信)	年0.200%	3大疾病保障特約付きリビング・ニーズ特約付団信(3大疾病団信)	年0.220%	(3大疾病団信)就業不能保障保険(3大就業不能団信)	年0.220%	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団信(がん団信)	年0.200%
団体信用生命保険名	加算利率												
リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(一般団信)	なし												
(一般団信)就業不能保障保険(一般就業不能団信)	年0.200%												
3大疾病保障特約付きリビング・ニーズ特約付団信(3大疾病団信)	年0.220%												
(3大疾病団信)就業不能保障保険(3大就業不能団信)	年0.220%												
がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団信(がん団信)	年0.200%												
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本信漁連事務手数料 33,000円(税込) ● 全国保証(株)事務手数料 55,000円(税込) 												
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JF住宅ローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" data-bbox="485 1032 1007 1182"> <thead> <tr> <th>返済条件</th> <th>金額(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上返済</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>	返済条件	金額(税込)	全額繰上返済	11,000円	一部繰上返済	11,000円						
返済条件	金額(税込)												
全額繰上返済	11,000円												
一部繰上返済	11,000円												
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定変動選択型の再特約及び返済条件変更等のお手続きの際には、手数料5,500円(税込)を申し受けます。 ※固定変動選択型の特約期間終了後、変動金利型に変更される場合は、手数料はかかりません。 ● 火災保険金の請求権に質権設定を行う際には質権設定手数料(確定日付手数料)1,100円(税込)を申し受けます。 												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当連合会本店(電話:03-3458-3864)もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店(電話:043-242-6505) 												

	<p>にお問い合わせ下さい。</p> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。</p> <p>◇ 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031） ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3595-8588） ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター （電話：03-3581-2249）</p> <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <p>✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認ください。 ● ホームページで返済額のシミュレーションが利用できます。 ● 他金融機関などをご利用中の住宅ローンの借換の場合は、過去の返済状況を確認いたします。 ● 当連合会の住宅ローンの借換には、ご利用できません。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせください。

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2024.9.2 現在

商品名	J F住宅ローン（全国保証／住まいる いちばんセレクト／無担保借換商品）																										
ご利用いただける方	<p>以下のすべての条件に該当する個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> お申込時及びご融資時満20歳以上満65歳未満、完済時満80歳未満の方 ※一般団信またはがん団信にご加入の方でご融資時満40歳未満の場合は、完済時満85歳未満までとなります。なお加入する団信によって、ご融資時の年齢、完済時年齢が異なります。 勤続（営業）年数 <table border="1" data-bbox="456 622 1406 824"> <thead> <tr> <th colspan="2">Xコース</th> <th colspan="2">Yコース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・公務員等</td> <td>1年以上</td> <td>正社員（一般）</td> <td>2年以上</td> </tr> <tr> <td>正社員（一般）</td> <td>5年以上</td> <td>法人役員等</td> <td>3期以上</td> </tr> <tr> <td>法人役員等</td> <td>対象外</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 年収 <table border="1" data-bbox="456 869 1406 1021"> <thead> <tr> <th colspan="2">Xコース</th> <th colspan="2">Yコース</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・公務員等</td> <td>100万円以上</td> <td colspan="2" rowspan="2">100万円以上</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>500万円以上</td> </tr> </tbody> </table> 保証会社（全国保証(株)）を契約者とする団体信用生命保険に加入できる方 保証会社（全国保証(株)）の保証が受けられる方 	Xコース		Yコース		医師・公務員等	1年以上	正社員（一般）	2年以上	正社員（一般）	5年以上	法人役員等	3期以上	法人役員等	対象外			Xコース		Yコース		医師・公務員等	100万円以上	100万円以上		その他	500万円以上
Xコース		Yコース																									
医師・公務員等	1年以上	正社員（一般）	2年以上																								
正社員（一般）	5年以上	法人役員等	3期以上																								
法人役員等	対象外																										
Xコース		Yコース																									
医師・公務員等	100万円以上	100万円以上																									
その他	500万円以上																										
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 住宅ローンの借換資金（返済実績が3年以上かつ原則直近1年間に日数延滞を含む延滞歴がないこと） 住宅ローンの借換資金と同時に行う住宅のリフォーム資金 住宅ローンの借換資金と同時に行う住宅用発電設備および省エネ設備にかかる資金 住宅ローンの借換資金と同時に行うインテリア・エクステリア資金、電化製品購入資金 上記に係る諸費用（全国保証(株)の保証料・登記費用・長期火災保険料・不動産仲介手数料等） 																										
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> 100万円以上1,500万円以下（1万円単位） 但し、雇用形態ごとに、次に定める金額を上限とします。 <table border="1" data-bbox="469 1644 1445 1845"> <thead> <tr> <th>雇用形態</th> <th>上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師・弁護士・公認会計士・税理士</td> <td rowspan="2">1,500万円（諸費用含む）</td> </tr> <tr> <td>正社員（公務員・一般）</td> </tr> <tr> <td>自営業者・法人役員・年金受給者</td> <td>1,000万円（諸費用含む）</td> </tr> </tbody> </table> また、以下の資金使途については、次に定める金額を上限とします。 <table border="1" data-bbox="469 1890 1445 2128"> <thead> <tr> <th>資金使途</th> <th>融資限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借換資金と同時に行うリフォーム資金等</td> <td>リフォーム資金等については、500万円が上限（例：雇用形態が正社員（一般）の場合で、借換資金+諸費用の合計額が700万円のと看、融資金額の上限額は1,200万円）</td> </tr> </tbody> </table> 	雇用形態	上限額	医師・弁護士・公認会計士・税理士	1,500万円（諸費用含む）	正社員（公務員・一般）	自営業者・法人役員・年金受給者	1,000万円（諸費用含む）	資金使途	融資限度額	借換資金と同時に行うリフォーム資金等	リフォーム資金等については、500万円が上限（例：雇用形態が正社員（一般）の場合で、借換資金+諸費用の合計額が700万円のと看、融資金額の上限額は1,200万円）															
雇用形態	上限額																										
医師・弁護士・公認会計士・税理士	1,500万円（諸費用含む）																										
正社員（公務員・一般）																											
自営業者・法人役員・年金受給者	1,000万円（諸費用含む）																										
資金使途	融資限度額																										
借換資金と同時に行うリフォーム資金等	リフォーム資金等については、500万円が上限（例：雇用形態が正社員（一般）の場合で、借換資金+諸費用の合計額が700万円のと看、融資金額の上限額は1,200万円）																										

借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 2年以上20年以内（月単位）
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかよりご選択いただけます。 <p>【固定変動選択型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 ◇ お借入時の利率は、毎月決定し、店頭窓口でお知らせいたします。 ◇ お借入時に「変動金利型」をご選択いただいた場合でも、お申出いただければ「固定変動選択型」に変更する事ができます。 ※変更は約定返済日に限ります。約定返済日の10営業日前までにお申出ください。 ◇ 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での「固定変動選択型」を選択する事ができます。なお固定金利期間終了に際して、再度、「固定変動選択型」のお申出が無い場合は、「変動金利型」に切替わります。 <p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ お借入時の利率は、3月1日及び9月1日の東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日及び10月1日から適用利率を変更いたします。但し、基準日（3月1日及び9月1日）以降、次回基準日までに東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）が変更となった場合は、1か月後の応当日より適用利率を見直しさせていただきます。 ◇ お借入後の利率は、4月1日及び10月1日の東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定日の翌日より適用利率を変更いたします。 <p>【適用金利について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 取引状況に応じて優遇金利の適用がございます。詳しくは窓口にお問い合わせください。
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）もしくは元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加えて年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、10万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ● 元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の125%を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても、未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。 ※ここで言う5年間とは10月1日を1回経過するごとに1年経過したものとみなします。
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 無担保
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。

保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入時1, 000万円あたりの一括支払保証料(例)】 <table border="1" data-bbox="432 197 1422 344"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>10年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Xコース</td> <td>158,820円</td> <td>284,230円</td> </tr> <tr> <td>Yコース</td> <td>211,760円</td> <td>378,980円</td> </tr> </tbody> </table>	お借入期間	10年	20年	Xコース	158,820円	284,230円	Yコース	211,760円	378,980円			
お借入期間	10年	20年											
Xコース	158,820円	284,230円											
Yコース	211,760円	378,980円											
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証会社を契約者とする団体信用生命保険にご加入いただきます。 選択される団体信用生命保険の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="411 539 1469 835"> <thead> <tr> <th>団体信用生命保険名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(一般団信)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>(一般団信)就業不能保障保険(一般就業不能団信)</td> <td>年0.200%</td> </tr> <tr> <td>3大疾病保障特約付きリビング・ニーズ特約付団信(3大疾病団信)</td> <td>年0.220%</td> </tr> <tr> <td>(3大疾病団信)就業不能保障保険(3大就業不能団信)</td> <td>年0.220%</td> </tr> <tr> <td>がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団信(がん団信)</td> <td>年0.200%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命保険名	加算利率	リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(一般団信)	なし	(一般団信)就業不能保障保険(一般就業不能団信)	年0.200%	3大疾病保障特約付きリビング・ニーズ特約付団信(3大疾病団信)	年0.220%	(3大疾病団信)就業不能保障保険(3大就業不能団信)	年0.220%	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団信(がん団信)	年0.200%
団体信用生命保険名	加算利率												
リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(一般団信)	なし												
(一般団信)就業不能保障保険(一般就業不能団信)	年0.200%												
3大疾病保障特約付きリビング・ニーズ特約付団信(3大疾病団信)	年0.220%												
(3大疾病団信)就業不能保障保険(3大就業不能団信)	年0.220%												
がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団信(がん団信)	年0.200%												
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本信漁連事務手数料 33,000円(税込) ● 全国保証(株)事務手数料 55,000円(税込) 												
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JF住宅ローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" data-bbox="483 1028 1007 1176"> <thead> <tr> <th>返済条件</th> <th>金額(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上返済</td> <td>11,000円</td> </tr> </tbody> </table>	返済条件	金額(税込)	全額繰上返済	11,000円	一部繰上返済	11,000円						
返済条件	金額(税込)												
全額繰上返済	11,000円												
一部繰上返済	11,000円												
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定変動選択型の再特約及び返済条件変更等のお手続きの際には、手数料5,500円(税込)を申し受けます。 ※固定変動選択型の特約期間終了後、変動金利型に変更される場合は、手数料はかかりません。 												
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当連合会本店(電話:03-3458-3864)もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、(電話:03-6631-3226)でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店(電話:043-242-6505)にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 												

	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031) ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588) ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249) <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認ください。 ● ホームページで返済額のシミュレーションが利用できます。 ● 他金融機関などご利用中の住宅ローンの借換の場合は、過去の返済状況を確認いたします。 ● 当連合会の住宅ローンの借換には、ご利用できません。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせください。

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2024.9.2 現在

商品名	J F住宅ローン（全国保証／つなぎ融資保証）
ご利用いただける方	以下のすべての条件に該当する個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ● お申込時及びご融資時満20歳以上満65歳未満の方。 ● 全国保証付住宅ローンの融資承認が得られている方 ● 保証会社（全国保証(株)）の保証が受けられる方
資金使途	以下のつなぎ資金とします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 自己居住用住宅の建築等に要する手付金・中間金・最終金等 ● 土地購入と建物新築を1つの住宅ローンで取扱う場合の土地購入資金 ● 借換を伴う建替えを行う場合の借換資金 ● 住み替えを行う場合の住宅購入資金
借入金額	● 10万円以上20,000万円以下（1万円単位）
借入期間	● 1年を上限とします
借入利率	● J F住宅ローン「変動金利型」の利率を適用します。
返済方法	● 対象となる住宅ローン実行時に一括返済します。 但し、借入利息はつなぎ資金融資時にお支払いいただきます。
担保	● 融資対象物件の敷地に対し、第一順位の抵当権設定登記の登記留保を行います。
連帯保証人	● 原則、不要です。
保証料	● 本融資実行時に一括してお支払いいただきます。 保証料率 年1.350%
事務手数料	● 東日本信漁連事務手数料 33,000円（税込）
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Fマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、J Fマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）

	<p>◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)</p> <p>◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)</p> <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <p>✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認ください。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせください。

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2024.4.1 現在

商品名	JF住宅ローン（KHL／新築・購入コース）
ご利用いただける方	以下のすべての条件に該当する個人の方 <ul style="list-style-type: none">● ご融資時満20歳以上満66歳未満、完済時満80歳未満の方● 勤続（営業）年数が1年以上である方● 前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）150万円以上の方● 団体信用厚生共済に加入できる方● 保証会社（協同住宅ローン(株)）の保証が受けられる方
資金使途	ご本人またはその家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかを目的とする資金とします。 <ul style="list-style-type: none">● 住宅の新築● 住宅用土地の購入（2年以内に住宅を新築し、居住する予定があること）● 新築住宅の購入● 中古住宅の購入● 住宅の増改築・改装・補修● 上記にかかる諸費用（保証会社の保証料、長期火災共済（保険）掛金、仲介料、登記手数料、不動産取得税、造成費用）
借入金額	<ul style="list-style-type: none">● 100万円以上5,000万円以下（1万円単位）
借入期間	<ul style="list-style-type: none">● 3年以上35年以内（年単位）
借入利率	<ul style="list-style-type: none">● 次のいずれかよりご選択いただけます。 <p>【固定変動選択型】</p> <ul style="list-style-type: none">◇ 当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただけます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。◇ お借入時の利率は、毎月決定し、店頭窓口でお知らせいたします。◇ お借入時に「変動金利型」をご選択いただいた場合でも、お申出いただければ「固定変動選択型」に変更する事ができます。 ※変更は約定返済日に限ります。約定返済日の10営業日前までにお申出ください。◇ 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での「固定変動選択型」を選択する事ができます。なお固定金利期間終了に際して、再度、「固定変動選択型」のお申出が無い場合は、「変動金利型」に切替わります。 <p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none">◇ お借入時の利率は、3月1日及び9月1日の東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日及び10月1日から適用利率を変更いたします。但し、基準日（3月1日及び9月1日）以降、次回基準日までに東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）が変更となった場合は、1か月後の応当日より適用利率を見直しさせていただきます。◇ お借入後の利率は、4月1日及び10月1日の東日本信漁連の基準金利（住宅

	<p>ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【適用金利について】</p> <p>◇ 取引状況に応じて優遇金利の適用がございます。詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>																									
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）もしくは元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加えて年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ● 元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間のご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の125%を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても、未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。※ここで言う5年間とは10月1日を1回経過するごとに1年経過したものとみなします。 																									
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします）に第一順位の抵当権の設定登記をさせていただきます。 ※担保設定費用は、お客様のご負担となります。 ● 建物には建物評価額以上で長期の火災保険に加入していただき、火災保険請求権に対して第一順位で質権設定を行います。 ※火災保険の保険料は、お客様のご負担となります。 																									
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。 																									
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入時1,000万円あたりの一括支払保証料（例）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>10年</th> <th>20年</th> <th>30年</th> <th>35年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.10%保証料</td> <td>42,720円</td> <td>74,210円</td> <td>95,670円</td> <td>103,090円</td> </tr> <tr> <td>0.20%保証料</td> <td>85,450円</td> <td>148,380円</td> <td>191,370円</td> <td>206,140円</td> </tr> <tr> <td>0.30%保証料</td> <td>128,180円</td> <td>222,570円</td> <td>287,060円</td> <td>309,210円</td> </tr> <tr> <td>0.40%保証料</td> <td>170,900円</td> <td>296,760円</td> <td>382,740円</td> <td>412,280円</td> </tr> </tbody> </table>	お借入期間	10年	20年	30年	35年	0.10%保証料	42,720円	74,210円	95,670円	103,090円	0.20%保証料	85,450円	148,380円	191,370円	206,140円	0.30%保証料	128,180円	222,570円	287,060円	309,210円	0.40%保証料	170,900円	296,760円	382,740円	412,280円
お借入期間	10年	20年	30年	35年																						
0.10%保証料	42,720円	74,210円	95,670円	103,090円																						
0.20%保証料	85,450円	148,380円	191,370円	206,140円																						
0.30%保証料	128,180円	222,570円	287,060円	309,210円																						
0.40%保証料	170,900円	296,760円	382,740円	412,280円																						
団体信用厚生保険	<ul style="list-style-type: none"> ● JF所定の団体信用厚生共済にご加入いただきます。 団信保険料は当連合会が負担いたします。 																									
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本信漁連事務手数料 33,000円（税込） ● 協同住宅ローン(株)事務手数料 33,000円（税込） 																									
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JF住宅ローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">返済条件</th> <th colspan="2">金額（税込）</th> </tr> <tr> <th>東日本信漁連</th> <th>協同住宅ローン(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>11,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上返済</td> <td>11,000円</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table>	返済条件	金額（税込）		東日本信漁連	協同住宅ローン(株)	全額繰上返済	11,000円	11,000円	一部繰上返済	11,000円	5,500円														
返済条件	金額（税込）																									
	東日本信漁連	協同住宅ローン(株)																								
全額繰上返済	11,000円	11,000円																								
一部繰上返済	11,000円	5,500円																								

<p>その他手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定変動選択型の再特約及び返済条件変更等のお手続きの際には、手数料5, 500円（税込）を申し受けます。 ※固定変動選択型の特約期間終了後、変動金利型に変更される場合は、手数料はかかりません。 ● 火災保険金の請求権に質権設定を行う際には質権設定手数料（確定日付手数料）1, 100円（税込）を申し受けます。
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。 ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認ください。 ● ホームページで返済額のシミュレーションが利用できます。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせください。

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2024.4.1 現在

商品名	JF住宅ローン（KHL／借換コース）
ご利用いただける方	<p>以下のすべての条件に該当する個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資時満20歳以上満66歳未満、完済時満80歳未満の方 ● 勤続（営業）年数が1年以上である方 ● 前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）150万円以上の方 ● 団体信用厚生共済に加入できる方 ● 保証会社（協同住宅ローン(株)）の保証が受けられる方
資金使途	<p>ご本人またはその家族が常時居住するための住宅または住宅および土地を対象とし、次のいずれかを目的とする資金とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在、他金融機関からお借入中の住宅資金の借換資金と借換えに伴う諸費用（※抵当権抹消費用、登録免許税、司法書士手数料、保証料、支払手数料等） ● 借換えとあわせた増改築・改装・補修
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 100万円以上5,000万円以下（1万円単位）
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 3年以上35年以内（年単位） <p>※現在借入中の住宅ローンの残存期間内であること。または35年から当初借入れた住宅ローンの経過期間を差し引いた範囲内であること。</p>
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかよりご選択いただけます。 <p>【固定変動選択型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただきます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 ◇ お借入時の利率は、毎月決定し、店頭窓口でお知らせいたします。 ◇ お借入時に「変動金利型」をご選択いただいた場合でも、お申出いただければ「固定変動選択型」に変更する事ができます。 <p>※変更は約定返済日に限ります。約定返済日の10営業日前までにお申出ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での「固定変動選択型」を選択する事ができます。なお固定金利期間終了に際して、再度、「固定変動選択型」のお申出が無い場合は、「変動金利型」に切替わります。 <p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ お借入時の利率は、3月1日及び9月1日の東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日及び10月1日から適用利率を変更いたします。但し、基準日（3月1日及び9月1日）以降、次回基準日までに東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）が変更となった場合は、1か月後の応当日より適用利率を見直しさせていただきます。 ◇ お借入後の利率は、4月1日及び10月1日の東日本信漁連の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定日の翌日より適用利率を変更いたします。 <p>【適用金利について】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ✧ 取引状況に応じて優遇金利の適用がございます。詳しくは窓口にお問い合わせください。 																									
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）もしくは元金均等返済（毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加えて年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。 ● 元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間のご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の125%を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても、未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。 ※ここで言う5年間とは10月1日を1回経過するごとに1年経過したもののみなします。 																									
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● ご融資対象物件（建物のみ融資対象となる場合は土地・建物の双方とします）に第一順位の抵当権の設定登記をさせていただきます。 ※担保設定費用は、お客様のご負担となります。 ● 建物には建物評価額以上で長期の火災保険に加入していただき、火災保険請求権に対して第一順位で質権設定を行います。 ※火災保険の保険料は、お客様のご負担となります。 																									
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。 																									
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入時1,000万円あたりの一括支払保証料（例）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>10年</th> <th>20年</th> <th>30年</th> <th>35年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.10%保証料</td> <td>42,720円</td> <td>74,210円</td> <td>95,670円</td> <td>103,090円</td> </tr> <tr> <td>0.20%保証料</td> <td>85,450円</td> <td>148,380円</td> <td>191,370円</td> <td>206,140円</td> </tr> <tr> <td>0.30%保証料</td> <td>128,180円</td> <td>222,570円</td> <td>287,060円</td> <td>309,210円</td> </tr> <tr> <td>0.40%保証料</td> <td>170,900円</td> <td>296,760円</td> <td>382,740円</td> <td>412,280円</td> </tr> </tbody> </table>	お借入期間	10年	20年	30年	35年	0.10%保証料	42,720円	74,210円	95,670円	103,090円	0.20%保証料	85,450円	148,380円	191,370円	206,140円	0.30%保証料	128,180円	222,570円	287,060円	309,210円	0.40%保証料	170,900円	296,760円	382,740円	412,280円
お借入期間	10年	20年	30年	35年																						
0.10%保証料	42,720円	74,210円	95,670円	103,090円																						
0.20%保証料	85,450円	148,380円	191,370円	206,140円																						
0.30%保証料	128,180円	222,570円	287,060円	309,210円																						
0.40%保証料	170,900円	296,760円	382,740円	412,280円																						
団体信用厚生保険	<ul style="list-style-type: none"> ● JF所定の団体信用厚生共済にご加入いただきます。 団信保険料は当連合会が負担いたします。 																									
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本信漁連事務手数料 33,000円（税込） ● 協同住宅ローン(株)事務手数料 33,000円（税込） 																									
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JF住宅ローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">返済条件</th> <th colspan="2">金額（税込）</th> </tr> <tr> <th>東日本信漁連</th> <th>協同住宅ローン(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>11,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上返済</td> <td>11,000円</td> <td>5,500円</td> </tr> </tbody> </table>	返済条件	金額（税込）		東日本信漁連	協同住宅ローン(株)	全額繰上返済	11,000円	11,000円	一部繰上返済	11,000円	5,500円														
返済条件	金額（税込）																									
	東日本信漁連	協同住宅ローン(株)																								
全額繰上返済	11,000円	11,000円																								
一部繰上返済	11,000円	5,500円																								
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定変動選択型の再特約及び返済条件変更等のお手続きの際には、手数料5,500円（税込）を申し受けます。 ※固定変動選択型の特約期間終了後、変動金利型に変更される場合は、手数料 																									

	<p>はかかりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 火災保険金の請求権に質権設定を行う際には質権設定手数料（確定日付手数料）1,100円（税込）を申し受けます。
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。 ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認ください。 ● ホームページで返済額のシミュレーションが利用できます。 ● 他金融機関などをご利用中の住宅ローンの借換の場合は、過去の返済状況を確認いたします。 ● 当連合会の住宅ローンの借換には、ご利用できません。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせください。

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2024.4.1 現在

商品名	JF住宅ローン（KHL／リフォーム・無担保住宅ローン）
ご利用いただける方	<p>以下のすべての条件に該当する個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ご融資時満20歳以上満66歳未満、完済時満80歳未満の方 ● 勤続（営業）年数が1年以上である方 ● 前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）150万円以上の方 ● 団体信用厚生共済に加入できる方 ● 保証会社（協同住宅ローン(株)）の保証が受けられる方
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ● リフォーム資金 ご本人またはそのご家族が常時居住するための既存住宅の増改築・改装・補修を目的とする資金および住宅関連設備等の設置等を目的とする資金 ● 住宅購入・建築資金 ご本人またはそのご家族が常時居住するための住宅にかかる次のいずれかを目的とする資金。ただし、住宅ローン（新築・購入コースとの併用は不可とします。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 住宅の新築 ➢ 新築・中古住宅の購入 ➢ 現在居住中の住宅の隣接地および底地購入 ● 住宅ローン借換資金 ご本人またはそのご家族が常時居住するための住宅の他金融機関から借入中の住宅ローン（当初借入後通算3年以上経過していること）およびリフォームローンの借換を目的とする資金。ただし、住宅ローン（借換コース）との併用は不可とします。
借入金額	● 10万円以上2,000万円以下（1万円単位）
借入期間	● 1年以上20年以内（月単位）
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかよりご選択いただけます。 <p>【固定変動選択型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 当初お借入時に、固定金利期間（3年・5年・10年）をご選択いただけます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。 ◇ お借入時の利率は、毎月決定し、店頭窓口でお知らせいたします。 ◇ お借入時に「変動金利型」をご選択いただいた場合でも、お申出いただければ「固定変動選択型」に変更する事ができます。 ※変更は約定返済日に限ります。約定返済日の10営業日前までにお申出ください。 ◇ 固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での「固定変動選択型」を選択する事ができます。なお固定金利期間終了に際して、再度、「固定変動選択型」のお申出が無い場合は、「変動金利型」に切り替わります。 <p>【変動金利型】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ お借入時の利率は、3月1日及び9月1日の東日本信漁連の基準金利（住宅ロ

	<p>ープライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日及び10月1日から適用利率を変更いたします。但し、基準日(3月1日及び9月1日)以降、次回基準日までに東日本信漁連の基準金利(住宅ローンプライムレート)が変更となった場合は、1か月後の応当日より適用利率を見直しさせていただきます。</p> <p>◇ お借入後の利率は、4月1日及び10月1日の東日本信漁連の基準金利(住宅ローンプライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定日の翌日より適用利率を変更いたします。</p> <p>【適用金利について】</p> <p>◇ 取引状況に応じて優遇金利の適用がございます。詳しくは窓口にお問い合わせください。</p>																
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)もしくは元金均等返済(毎月、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法)とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加えて年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。 ● 元利均等返済において、変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金分と利息分の割合を調整し、5年間にご返済額を変更いたしません。ご返済額の変更は5年ごとに行い、変更後のご返済額は変更前のご返済額の125%を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても、未返済残高がある場合は、原則として最終期日に一括返済していただきます。※ここで言う5年間とは10月1日を1回経過するごとに1年経過したものとみなします。 																
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 無担保 																
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。 但し、本人と同居していない家族が居住する住宅を融資対象物件とする場合、住宅所有者である家族を連帯保証人とします。 																
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 【お借入時1,000万円あたりの一括支払保証料(例)】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入期間</th> <th>5年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.40%保証料</td> <td>91,600円</td> <td>170,900円</td> <td>239,640円</td> </tr> <tr> <td>0.60%保証料</td> <td>137,390円</td> <td>256,330円</td> <td>359,490円</td> </tr> <tr> <td>0.80%保証料</td> <td>183,190円</td> <td>341,770円</td> <td>479,280円</td> </tr> </tbody> </table>	お借入期間	5年	10年	15年	0.40%保証料	91,600円	170,900円	239,640円	0.60%保証料	137,390円	256,330円	359,490円	0.80%保証料	183,190円	341,770円	479,280円
お借入期間	5年	10年	15年														
0.40%保証料	91,600円	170,900円	239,640円														
0.60%保証料	137,390円	256,330円	359,490円														
0.80%保証料	183,190円	341,770円	479,280円														
団体信用厚生保険	<ul style="list-style-type: none"> ● JF所定の団体信用厚生共済にご加入いただきます。 団信保険料は当連合会が負担いたします。 																
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本信漁連事務手数料 33,000円(税込) ● 協同住宅ローン(株)事務手数料 不要 																
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JF住宅ローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">返済条件</th> <th colspan="2">金額(税込)</th> </tr> <tr> <th>東日本信漁連</th> <th>協同住宅ローン(株)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	返済条件	金額(税込)		東日本信漁連	協同住宅ローン(株)											
返済条件	金額(税込)																
	東日本信漁連	協同住宅ローン(株)															

	<table border="1"> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>11,000円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>一部繰上返済</td> <td>11,000円</td> <td>3,300円</td> </tr> </table>	全額繰上返済	11,000円	3,300円	一部繰上返済	11,000円	3,300円
全額繰上返済	11,000円	3,300円					
一部繰上返済	11,000円	3,300円					
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定変動選択型の再特約及び返済条件変更等のお手続きの際には、手数料5,500円(税込)を申し受けます。 ※固定変動選択型の特約期間終了後、変動金利型に変更される場合は、手数料はかかりません。 ● 火災保険金の請求権に質権設定を行う際には質権設定手数料(確定日付手数料)1,100円(税込)を申し受けます。 						
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当連合会本店(電話:03-3458-3864)もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店(電話:043-242-6505)にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031) ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588) ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249) また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。 ✓ 現地調停:東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。 						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 						

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認ください。● ホームページで返済額のシミュレーションが利用できます。● 他金融機関などをご利用中の住宅ローンの借換の場合は、過去の返済状況を確認いたします。● 当連合会の住宅ローンの借換には、ご利用できません。● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせください。 |
|---|

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2023.4.1 現在

商品名	J Fローン（オリコ保証）フリーローンモア															
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 以下のすべての条件に該当する個人の方 お申込時満20歳以上、完済時満81歳未満の安定した収入のある方 保証会社（(株)オリコ）の保証が受けられる方 															
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 自由（借入金返済のための資金にもご利用いただけます） <p>※事業性資金は除きます。</p>															
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上500万円以下（1万円単位） 															
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> 10年以内（月単位） 															
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 年4.90%～年13.50% <p>※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。</p> <p>※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 適用金利は保証会社の審査により決定します。 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げがごございます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）</th> <th style="text-align: left;">引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキングをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>キャッシュカードをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>口座振替を3件以上ご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> </tbody> </table>		金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%
金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅															
水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%															
インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%															
クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%															
キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%															
住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%															
口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%															
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等毎月返済 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 <p>但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。 															
担保	<ul style="list-style-type: none"> 不要です。 															
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> 原則、不要です。 <p>（株）オリコが保証します。</p>															
保証料	<ul style="list-style-type: none"> 借入利率に含まれております。 															
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> 1,100円（税込）をいただきます。 															
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> J Fローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">返済条件</th> <th style="text-align: left;">金額（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table>		返済条件	金額（税込）	全額繰上返済	3,300円										
返済条件	金額（税込）															
全額繰上返済	3,300円															

	※一部繰上返済はご利用できません。
その他手数料	● 返済条件変更の際には、手数料3,300円(税込)を申し受けます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当連合会本店(電話:03-3458-3864)もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店(電話:043-242-6505)にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031) ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588) ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249) <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停:東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ上から仮審査をお申込みいただけます。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。 ● ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。 ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2025. 3. 1 現在

商品名	J Fローン（オリコ保証）マイカーローン															
ご利用いただける方	以下のすべての条件に該当する個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ● お申込時満18歳以上、完済時満81歳未満の安定した収入のある方 ● 保証会社（(株)オリコ）の保証が受けられる方 															
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ● 新車・中古車・自動二輪車・用品購入資金 ● 車検・修理・運転免許取得費用・諸費用 ● 車庫設置費用 ● 除雪機購入資金 ● 船舶（新艇・中古艇）購入資金（レジャーボート・ジェットスキー・マリッジェット等） ● 他の金融機関からのマイカーローン借換資金（直近6ヶ月以内に延滞がない事／返済実績が無くても借換対象となります。） ※事業性資金は除きます。 ※同居家族名義の車両購入は融資対象ですが、借換の場合は本人のみの扱いとします。															
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 10万円以上1,000万円以下（1万円単位） ※借換資金の場合は借換対象ローンの残高以内とします。															
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 15年以内（月単位） 															
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定金利 年2.80%～年3.70% ※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。 ※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。 ● 適用金利は保証会社の審査により決定します。 ● 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げがごございます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）</th> <th style="text-align: left;">引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキングをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>キャッシュカードをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>口座振替を3件以上ご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> </tbody> </table>		金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%
金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅															
水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%															
インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%															
クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%															
キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%															
住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%															
口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%															
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等毎月返済 ● 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とします。 															

	<ul style="list-style-type: none"> ● 元金据置返済は最長6ヵ月とし、据置期間中は毎月利息返済のみとします。 ● 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。 				
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要です。 				
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。 (株)オリエントコーポレーションが保証します。 				
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入利率に含まれております。 				
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 1, 100円（税込）をいただきます。 				
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JFローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" data-bbox="485 584 1007 680"> <thead> <tr> <th>返済条件</th> <th>金額（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>3, 300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部繰上返済はご利用できません。</p>	返済条件	金額（税込）	全額繰上返済	3, 300円
返済条件	金額（税込）				
全額繰上返済	3, 300円				
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済条件変更の際には、手数料3, 300円（税込）を申し受けます。 				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 <p>◇ 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 				

	<p>ません。具体的な内容はJ F マリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ上から仮審査をお申込みいただけます。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。 ● ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。 ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2023.4.1 現在

商品名	J Fローン（オリコ保証）リフォームローン															
ご利用いただける方	以下のすべての条件に該当する個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ● お申込時満20歳以上、完済時満81歳未満の安定した収入のある方 ● 保証会社（(株)オリココーポレーション）の保証が受けられる方 															
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ● ご自宅のリフォーム全般に関する資金 対象は自己居住用で本人または同居家族の所有建物とします。 ● リフォームローンの借換資金（直近6ヵ月以内に遅延がない事／返済実績がなくても借換対象となります。） ● ご自宅のリフォーム全般に関する資金とリフォームローンの借換資金の合算資金 															
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 10万円以上1,000万円以下（1万円単位） ※借換資金の場合は借換対象ローン残高以内とします。 															
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 15年以内（月単位） ※但し、借換資金の場合は、15年から借換対象ローンの支払済期間を差し引いた期間を最長とします。 															
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定金利 年2.80%～年3.70% ※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。 ※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。 ● 適用金利は保証会社の審査により決定します。 ● 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げがごございます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）</th> <th style="text-align: left;">引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキングをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>キャッシュカードをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>口座振替を3件以上ご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> </tbody> </table>		金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%
金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅															
水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%															
インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%															
クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%															
キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%															
住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%															
口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%															
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等毎月返済 ● 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 但し、半年毎増額返済に元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とします。 ● 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。 															
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要です。 															

連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。 ※但し、物件の共有者は連帯保証人とします。 (株)オリエントコーポレーションが保証します。 				
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入利率に含まれております。 				
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 1, 100円(税込)をいただきます。 				
団体信用厚生共済	<ul style="list-style-type: none"> ● JF所定の団体信用厚生共済にご加入いただきます。(加入は任意です。) ※但し、完済時年齢が満70歳以上となる場合は、原則ご加入いただきます。 ● 団信保険料については、お客様のご負担となります。 				
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JFローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" data-bbox="485 533 1007 633"> <tr> <td>返済条件</td> <td>金額(税込)</td> </tr> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>3,300円</td> </tr> </table> <p>※一部繰上返済はご利用できません。</p>	返済条件	金額(税込)	全額繰上返済	3,300円
返済条件	金額(税込)				
全額繰上返済	3,300円				
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済条件変更の際には、手数料3,300円(税込)を申し受けます。 				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当連合会本店(電話:03-3458-3864)もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店(電話:043-242-6505)にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031) ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588) ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249) <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停:東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。 				

	ません。具体的な内容はJ F マリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。
その他	<ul style="list-style-type: none">● ホームページ上で仮審査をお申込みいただけます。● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。● ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2025. 3. 1 現在

商品名	J Fローン（オリコ保証）教育ローン															
ご利用いただける方	<p>以下のすべての条件に該当する個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お申込時満20歳以上、完済時満81歳未満で安定、継続した収入の見込める方かつ、本人または子弟が下記対象校に在学または入学を予定する方 対象校：幼稚園、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、予備校、専門学校、短期大学、大学、大学院等（※但し、6年制までとします。） ● 保証会社（(株)オリココーポレーション）の保証が受けられる方 															
資金使途	<p>最大1年分（年度内の3月末まで。）を融資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入学時にかかる費用（入学金、寄付金、授業料、敷金・礼金等） ● 受験時にかかる費用（受験費用、下見・宿泊費用等） ● 在学中にかかる費用（授業料、研修費用、仕送り資金（上限月額15万円）等） ※なお、上記費用は支払いから3ヶ月以内に限り融資対象とする。 ● 仕送り代 ● 他の金融機関の教育ローンの借換資金（直近6ヵ月以上の返済実績と延滞がない事） 															
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 10万円以上1,000万円以下（1万円単位） ※借換資金の場合は借換対象ローンの残高以内とします。 															
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 10年以内（月単位） ※但し、借換資金の場合は借換対象ローンの残存期間を最長とします。 															
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定金利 年2.80%～年3.70% ※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。 ※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。 ● 適用金利は保証会社の審査により決定します。 ● 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げが ございます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）</th> <th style="text-align: left;">引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキングをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>キャッシュカードをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>口座振替を3件以上ご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> </tbody> </table>		金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%
金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅															
水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%															
インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%															
クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%															
キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%															
住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%															
口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%															
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等毎月返済 ● 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とし 															

	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 元金据置返済は最長、在学期間＋入学前9ヶ月間とし、据置期間中は毎月利息返済のみとします。 ● 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。 				
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要です。 				
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。 (株)オリエントコーポレーションが保証します。 				
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入利率に含まれております。 				
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 1, 100円（税込）をいただきます。 				
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JFローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" data-bbox="486 629 1007 730"> <thead> <tr> <th>返済条件</th> <th>金額（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部繰上返済は利用できません。</p>	返済条件	金額（税込）	全額繰上返済	3,300円
返済条件	金額（税込）				
全額繰上返済	3,300円				
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済条件変更の際には、手数料3,300円（税込）を申し受けます。 				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 				

	<p>✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJ F マリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ上で仮審査をお申込みいただけます。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。 ● ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。 ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2024.8.1 現在

商品名	J Fローン（オリコ保証）その他目的ローン															
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 以下のすべての条件に該当する個人の方 ● 組合員かつ、お申込時満20歳以上、完済時満81歳未満の安定した収入のある方 ● 保証会社（(株)オリココーポレーション）の保証が受けられる方 															
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ● 資金使途が明確な資金 ● 漁業・水産業関連全般の事業性資金 <p>※ただし、設備関連資金のみとします。</p>															
借入金額	● 10万円以上500万円以下（1万円単位）															
借入期間	● 10年以内（月単位）															
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定金利 年2.80%～年3.70% <p>※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。</p> <p>※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適用金利は保証会社の審査により決定します。 ● 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げがごございます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）</th> <th style="text-align: left;">引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキングをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>キャッシュカードをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>口座振替を3件以上ご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> </tbody> </table>		金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%
金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅															
水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%															
インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%															
クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%															
キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%															
住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%															
口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%															
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等毎月返済 ● 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 <p>但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。 															
担保	● 不要です。															
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。 <p>（株）オリココーポレーションが保証します。</p>															
保証料	● 借入利率に含まれております。															
事務手数料	● 1,100円（税込）をいただきます。															
繰上返済手数料	● J Fローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。															

	<table border="1"> <tr> <td>返済条件</td> <td>金額（税込）</td> </tr> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>3,300円</td> </tr> </table> <p>※一部繰上返済はご利用できません。</p>	返済条件	金額（税込）	全額繰上返済	3,300円
返済条件	金額（税込）				
全額繰上返済	3,300円				
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済条件変更の際には、手数料3,300円（税込）を申し受けます。 				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。 ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。 ● ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。 ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。 				

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2023. 5. 1 現在

商品名	J Fローン（ジャックス保証）フリーローン															
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 以下のすべての条件に該当する個人の方 お申込時満20歳以上、完済時満81歳以下の安定継続した収入のある方 保証会社（(株)ジャックス）の保証が受けられる方 															
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 自由（借入金返済のための資金にもご利用いただけます） <p>※事業性資金は除きます。</p>															
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上500万円以下（1万円単位） 															
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> 6ヶ月以上10年以内（月単位） 															
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 年4.90% <p>※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。</p> <p>※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げがごございます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）</th> <th style="text-align: left;">引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキングをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>キャッシュカードをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>口座振替を3件以上ご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> </tbody> </table>		金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%
金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅															
水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%															
インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%															
クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%															
キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%															
住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%															
口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%															
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等毎月返済 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 <p>但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。 															
担保	<ul style="list-style-type: none"> 不要です。 															
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> 原則、不要です。 <p>(株)ジャックスが保証します。</p>															
保証料	<ul style="list-style-type: none"> 借入利率に含まれております。 															
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> 1,100円（税込）をいただきます。 															
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> J Fローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">返済条件</td> <td style="text-align: center;">金額（税込）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">全額繰上返済</td> <td style="text-align: center;">3,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部繰上返済はご利用できません。</p>		返済条件	金額（税込）	全額繰上返済	3,300円										
返済条件	金額（税込）															
全額繰上返済	3,300円															

<p>その他手数料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済条件変更の際には、手数料3,300円(税込)を申し受けます。
<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 <p>本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当連合会本店(電話:03-3458-3864)もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)でも、苦情等を受け付けております。</p> ● 紛争解決措置 <p>苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店(電話:043-242-6505)にお問い合わせ下さい。</p> <p>なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。</p> <p>◇ 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031) ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588) ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249)</p> <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <p>✓ 現地調停:東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>✓ 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。</p> </p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ上から仮審査をお申込みいただけます。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。 ● ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。 ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2023.5.1 現在

商品名	J Fローン（ジャックス保証）RS マイカーローン															
ご利用いただける方	以下のすべての条件に該当する個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ● お申込時満18歳以上、完済時満81歳以下の安定継続した収入のある方 ● 保証会社（(株)ジャックス）の保証が受けられる方 															
資金使途	お申込本人または、その家族が必要とする以下の資金 ※事業性資金は除きます。 ※家族とは配偶者・親・子とし、同居の有無は問いません。 <ul style="list-style-type: none"> ● 自動車購入（自動二輪車・軽トラック含む）資金または車両と同時購入でのカー用品等購入資金との合算資金 ● カー用品等の購入資金 ● 車検・修理費用・運転免許取得費用 ● マイカーローンの借換資金（残価設定型ローンの残価部分の借換や、買い換え時の残債上乘せの対応も可能です。）（直近6ヶ月以内に延滞がない事／返済実績が無くても借換対象となります。） ● 車庫建設資金 ● 電動アシスト自転車・ロードバイク・除雪機・スノーモービル等購入資金 ● マリンスポーツ関連（モーターボート・水上バイク等）購入資金 ● 船舶免許取得費用 															
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 10万円以上1,000万円以下（1万円単位） ● 借換資金の場合は残存一括返済額を上限とします。 ● 新卒予定者の場合は200万円を上限とします。 															
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 6ヶ月以上15年以内（月単位） 															
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定金利 年2.80% ※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。 ※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。 ● 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げがごございます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）</th> <th style="text-align: left;">引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキングをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>キャッシュカードをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>口座振替を3件以上ご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> </tbody> </table>		金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%
金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅															
水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%															
インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%															
クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%															
キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%															
住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%															
口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%															
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等毎月返済 ● 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 															

	<p>但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 元金据置返済をご利用いただける方は新卒予定者のみで、据置期間は契約日から卒業後1ヶ月間とし、据置期間中は毎月利息返済のみとします。 ● 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。 				
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要です。 				
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。 ※但し、新卒予定者の場合は連帯保証人が必要となります。 (株)ジャックスが保証します。 				
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入利率に含まれております。 				
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 1,100円（税込）をいただきます。 				
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JFローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" data-bbox="486 728 1007 824"> <thead> <tr> <th>返済条件</th> <th>金額（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部繰上返済はご利用できません。</p>	返済条件	金額（税込）	全額繰上返済	3,300円
返済条件	金額（税込）				
全額繰上返済	3,300円				
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済条件変更の際には、手数料3,300円（税込）を申し受けます。 				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 <p>◇ 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p>				

	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJ F マリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ上で仮審査をお申込みいただけます。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。 ● ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。 ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2023.5.1 現在

商品名	J Fローン（ジャックス保証）リフォームローン							
ご利用いただける方	<p>以下のすべての条件に該当する個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お申込時満20歳以上、完済時満81歳以下の安定継続した収入のある方 ● 住居が本人または家族（配偶者・親・祖父母・子）所有であること ● 原則、団体信用厚生共済にご加入いただける方 ● 保証会社（(株)ジャックス）の保証が受けられる方 							
資金使途	<p>お申込本人または家族が居住する住宅の以下の資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 住居の増改築工事・住宅設備機器（太陽光発電システム・介護機器等を含む）購入及び設置工事資金 ② 外構・造園・エクステリア等工事資金 ③ 上記①・②の資金と住宅ローン借換資金との合算資金 ※有担保の住宅ローンのみを借換対象とし、当連合会の資金も対象とします。 ※住宅ローンの借換資金は、返済実績が5年以上あり、且つ直近6ヶ月以内に延滞がないこととします。 ④ 上記①②③の資金と合算で、家電・家具等購入資金（リフォーム工事との同時購入） ⑤ 既往リフォームローン借換資金（直近6ヶ月以内に延滞がない事／返済実績が無くても借換対象となります。） 							
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 10万円以上1,500万円以下（1万円単位） ① 漁業関係者（組合員を含む）以外の自営業者は1,000万円を上限とします。 ② 太陽光発電システム購入及び関連資金は500万円を上限とします。 ③ 住宅ローン借換資金の場合は残存一括返済金額を上限とします。 ④ リフォームローン借換資金は500万円を上限とします。 							
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 6ヶ月以上20年以内（月単位） ① 団信に加入できない（しない）方は15年以内とします。 ② 借換資金のみの場合は残存返済期間内且つ15年以内とします。 ③ 太陽光発電システム購入及び関連資金の場合は15年以内とします。 							
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定金利 年2.90% ※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。 ※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。 ● 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げが ございます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）</td> <td style="width: 20%;">引下げ幅</td> </tr> <tr> <td>水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキングをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> </table>		金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%
金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅							
水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%							
インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%							

	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%				
	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%				
	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%				
	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%				
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等毎月返済 ● 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とします。 ● 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。 					
担保	● 不要です。					
連帯保証人	● 原則、不要です。 （株）ジャックスが保証します。					
保証料	● 借入利率に含まれております。					
事務手数料	● 1,100円（税込）をいただきます。					
団体信用厚生共済	<ul style="list-style-type: none"> ● JF所定の団体信用厚生共済にご加入いただきます。（原則加入となります。） ※借入金額が500万円以内、且つ借入期間が15年以下の場合は、団信加入は任意とします。 ● 団信保険料については、お客様のご負担となります。 					
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JFローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" data-bbox="483 1070 1007 1169"> <thead> <tr> <th>返済条件</th> <th>金額（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部繰上返済はご利用できません。</p>		返済条件	金額（税込）	全額繰上返済	3,300円
返済条件	金額（税込）					
全額繰上返済	3,300円					
その他手数料	● 返済条件変更の際には、手数料3,300円（税込）を申し受けます。					
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 <p>◇ 東京弁護士会 紛争解決センター （電話：03-3581-0031）</p>					

	<p>◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)</p> <p>◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)</p> <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <p>✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ上で仮審査をお申込みいただけます。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。 ● ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。 ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2025.1.6 現在

商品名	J Fローン（ジャックス保証）教育ローン	
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ● 以下のすべての条件に該当する個人の方 ● お申込時満20歳以上、完済時満81歳以下の安定継続した収入のある方 ● 保証会社（(株)ジャックス）の保証が受けられる方 	
資金使途	<p>幼稚園から短大・大学・大学院・高専・専門学校・予備校・塾など以下の教育資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入学・在学に必要な一切の資金（在学予定期間内） ● 現金・デビットカードによる支払済み教育関連資金 ※但し、お申込受付前3ヶ月以内の支払済みの資金とします。 ● 他の金融機関の教育ローンの借換資金（直近6ヶ月以内に延滞がない事／返済実績が無くても借換対象となります。） 	
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 10万円以上1,000万円以下（1万円単位） ※但し、借換資金のみの場合は残存一括返済金額を上限とします。 	
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 6ヶ月以上17年以内（月単位） ※但し、借換資金のみの場合は残存返済期間を上限とします。 	
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定金利 年2.90% ※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。 ※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。 ● 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げがごございます。 	
	金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅
	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%
	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%
	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%
	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%
	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%
	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等毎月返済 ● 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とします。 ● 元金据置返済は最長7年間とし、据置期間中は毎月利息返済のみとします。 ※元金据置期間の上限は入学前の7ヶ月以内＋在学期間＋卒業後の3ヶ月以内としますが、上位校への進学・留年・留学・第二子への移行等により通算7年間までの据置期間の延長を可とします。 ※元本据置返済対象学校は、幼稚園、小・中・高校、高専、専門学校、予備校、短大、大学、大学院とします。 	

	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。 				
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要です。 				
連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。 (株)ジャックスが保証します。 				
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入利率に含まれております。 				
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 1, 100円（税込）をいただきます。 				
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JFローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" data-bbox="485 488 1007 584"> <thead> <tr> <th>返済条件</th> <th>金額（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額繰上返済</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部繰上返済はご利用できません。</p>	返済条件	金額（税込）	全額繰上返済	3,300円
返済条件	金額（税込）				
全額繰上返済	3,300円				
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済条件変更の際には、手数料3,300円（税込）を申し受けます。 				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。 				

その他	<ul style="list-style-type: none">● ホームページ上から仮審査をお申込みいただけます。● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。● ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。
-----	--

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2023.11.1 現在

商品名	J Fローン（ジャックス保証）その他目的ローン															
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 以下のすべての条件に該当する個人の方 お申込時満20歳以上、完済時満81歳以下の安定継続した収入のある方 保証会社（(株)ジャックス）の保証が受けられる方 															
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> 資金使途が確認でき、耐久消費財購入等の健全な資金 空き家の解体・改修（防災・防犯対策設備を含む）費用等 ※当該物件が本人または同居の配偶者・親・子の所有であることが必要です。 ※当該物件の所有者がお申込者本人以外の場合は、その所有者の同意を得ている必要があります。 漁業・水産業関連全般の事業性資金 ※但し、設備投資関連資金のみとし、短期資金は除きます。 															
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> 10万円以上500万円以下（1万円単位） 															
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> 6ヶ月以上10年以内（月単位） 															
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 年3.40% ※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。 ※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げが ございます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）</th> <th style="text-align: left;">引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキングをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>キャッシュカードをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>口座振替を3件以上ご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> </tbody> </table>		金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%
金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅															
水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%															
インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%															
クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%															
キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%															
住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%															
口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%															
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> 元利均等毎月返済 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とします。 元利均等半年賦（年賦）返済 但し、資金使途が漁業・水産業関連全般の事業性資金のみとし、ご利用可能な対象者は、組合員・漁業従事者（生計を一つにする被扶養者含む）に限定します。 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。 															
担保	<ul style="list-style-type: none"> 不要です。 															

連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。 (株)ジャックスが保証します。 				
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入利率に含まれております。 				
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 1, 100円(税込)をいただきます。 				
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JFローンを繰上返済される場合は、次の手数を申し受けます。 <table border="1" data-bbox="485 340 1007 441"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 340 735 389">返済条件</th> <th data-bbox="735 340 1007 389">金額(税込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 389 735 441">全額繰上返済</td> <td data-bbox="735 389 1007 441">3,300円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※一部繰上返済はご利用できません。 	返済条件	金額(税込)	全額繰上返済	3,300円
返済条件	金額(税込)				
全額繰上返済	3,300円				
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済条件変更の際には、手数料3,300円(税込)を申し受けます。 				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という)につきましては、当連合会本店(電話:03-3458-3864)もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所(電話:03-6631-3226)を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店(電話:043-242-6505)にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター (電話:03-3581-0031) ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3595-8588) ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話:03-3581-2249) また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停:東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。 				
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ上で仮審査をお申込みいただけます。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。 ● ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。 ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていた 				

だきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、
予めご了承下さい。

- 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2023.5.1 現在

商品名	J Fローン（ジャックス保証）無担保住宅借換ローン															
ご利用いただける方	<p>以下のすべての条件に該当する個人の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お申込時満20歳以上、完済時満81歳以下の安定継続した収入のある方 ● 住宅ローン利用者で返済実績が5年以上あり、直近6ヶ月以内に延滞がないこと ● 原則、団体信用厚生共済にご加入いただける方 ● 保証会社（(株)ジャックス）の保証が受けられる方 															
資金使途	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅金融支援機構・公的及び民間住宅ローンの借換資金（当連合会を含む金融機関を対象とします） ● 住宅金融支援機構・公的住宅ローンの特別加算額の借換資金 <p>※但し、無担保の住宅ローンの借換は対象外とします。</p>															
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 10万円以上1,500万円以下（1万円単位） <p>※但し、借換対象ローンの残存一括返済金額を上限とします。 ※漁業関係者（組合員を含む）以外の自営業者は1,000万円を上限とします。</p>															
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 6ヶ月以上20年以内（月単位） <p>※但し、借換対象ローンの残存期間に3年を加算した期間を上限とします。</p>															
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ● 固定金利 年3.00% <p>※会員の（准）組合員、会員の（准）組合員家族、漁業従事者、漁協系統職員、漁協系統職員家族、地方公共団体職員は上記金利から0.20%軽減します。 ※家族とは、同居の3親等以内および別世帯の2親等以内の親族とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 当連合会との取引内容に応じて適用金利より最大年0.50%の金利引下げがごございます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）</th> <th style="text-align: left;">引下げ幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>インターネットバンキングをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>キャッシュカードをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンをご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> <tr> <td>口座振替を3件以上ご利用されている方</td> <td>年▲0.10%</td> </tr> </tbody> </table>		金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅	水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%	インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%	クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%	キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%	住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%	口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%
金利引下げ項目（新規お申込みいただいたお客様も金利引下げ対象となります）	引下げ幅															
水揚代金・給与振込・年金の受取りを指定している方	年▲0.10%															
インターネットバンキングをご利用されている方	年▲0.10%															
クレジットカード（マリンクレジット）をご利用されている方	年▲0.10%															
キャッシュカードをご利用されている方	年▲0.10%															
住宅ローンをご利用されている方	年▲0.10%															
口座振替を3件以上ご利用されている方	年▲0.10%															
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 元利均等毎月返済 ● 元利均等毎月返済と元利均等半年毎増額返済の併用 <p>但し、半年毎増額返済の元金合計は融資金額の50%以内（1万円単位）とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 毎月5日、15日、25日（休業日の場合は翌営業日）の何れかから選択し、返済用貯金口座から自動引落により返済いただきます。 															
担保	<ul style="list-style-type: none"> ● 不要です。 															

連帯保証人	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則、不要です。 ※但し、次の場合は連帯保証人が必要となります。 （１）借換対象ローンの連帯債務者または連帯保証人の場合 （２）団信にご加入いただけない場合 （３）その他、保証会社が必要と認めた場合 （株）ジャックスが保証します。 				
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ● 借入利率に含まれております。 				
事務手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 1, 100円（税込）をいただきます。 				
団体信用厚生共済	<ul style="list-style-type: none"> ● JF所定の団体信用厚生共済にご加入いただきます。（原則加入となります。） ● 団信保険料については、お客様のご負担となります。 				
繰上返済手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● JFローンを繰上返済される場合は、次の手数料を申し受けます。 <table border="1" data-bbox="485 629 1007 728"> <thead> <tr> <th data-bbox="485 629 735 678">返済条件</th> <th data-bbox="735 629 1007 678">金額（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="485 678 735 728">全額繰上返済</td> <td data-bbox="735 678 1007 728">3,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一部繰上返済はご利用できません。</p>	返済条件	金額（税込）	全額繰上返済	3,300円
返済条件	金額（税込）				
全額繰上返済	3,300円				
その他手数料	<ul style="list-style-type: none"> ● 返済条件変更の際には、手数料3,300円（税込）を申し受けます。 				
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。か、当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。 				

	<p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJ F マリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ上で仮審査をお申込みいただけます。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。 ● ホームページで返済額のシミュレーションがご利用できます。 ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。

東日本信用漁業協同組合連合会

《商品概要説明書》

東日本信用漁業協同組合連合会

2023.4.1 現在

商品名	漁協カードローン（約定返済型）
ご利用いただける方	以下のすべての条件に該当する個人の方 <ul style="list-style-type: none"> ● お申込時満20歳以上65歳未満の安定継続した収入が見込まれる方 ※主婦・パート・アルバイトの方も含みます。 ● 保証会社（(株)ジャックス）の保証が受けられる方
資金使途	● 自由（但し、事業性資金や借入返済金等の資金は除きます）
借入金額	● 10万円以上100万円以下（10万円単位） ※主婦・パート・アルバイトの方は30万円を上限とします。 ● 新規申込については30万円を上限とします。 ※主婦・パート・アルバイトの方は20万円を上限とします。 ※貸越極度額の変更（増額・減額）は、契約後1年以上経過してから再審査申込を行う事ができます。
借入期間	● 3年（自動更新） ※満70歳の誕生日を迎える月の月末をもって契約は終了するものとします。
借入利率	● 固定金利 年4.00%～年10.50%
返済方法	● 返済日は毎月17日（休日の場合は翌営業日） ● 月末残高が50万円以下の場合、毎月1万円+利息を返済いただきます。 ● 月末残高が50万円超の場合、毎月2万円+利息を返済いただきます。
担保	● 不要です。
連帯保証人	● 原則、不要です。 （株）ジャックスが保証します。
保証料	● 借入利率に含まれております。
事務手数料	● 1,100円（税込）をいただきます。 ※初回貸越時に自動徴求いたします。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という）につきましては、当連合会本店（電話：03-3458-3864）もしくは各都県域を統括する支店にお申出下さい。当連合会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 苦情等について納得のいくような解決ができず、外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、JFマリンバンク相談所（電話：03-6631-3226）を通じて弁護士会の仲裁センター等を利用することができます。※詳しくは、当連合会のホームページをご覧ください。当連合会本店（電話：043-242-6505）にお問い合わせ下さい。 なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁

	<p>護士会」という)については、お客様が直接弁護士会に紛争解決を申し立てる事も可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031) ◇ 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588) ◇ 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249) <p>また、東京三弁護士会では、東京以外の地域のお客様からのお申出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 現地調停：東京の弁護士会と東京以外の地域の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ✓ 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続きを移管します。なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的な内容はJFマリンバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせ下さい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ● ホームページ上で仮審査をお申込みいただけます。 ● お一人様1口座とさせていただきます。 ● 借入利率は窓口、またはホームページでご確認下さい。 ● お申込に際しては、当連合会および保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。 ● 詳しくは、お取引している店舗の融資窓口にお問い合わせ下さい。

東日本信用漁業協同組合連合会